

【フランス】2012年テロ対策法

海外立法情報課・服部 有希

* 2012年12月21日、テロ対策に関する法律が制定された。同法は、テロ捜査の権限、テロに関する刑法典の改正、テロ被害者保護の強化等について定めるものである。

1 立法の背景

フランスでは、1986年からテロ対策法制の整備が進められてきた。2006年には、2005年のロンドン同時多発テロを受けて、新たにテロ対策法（以下「06年法」）（注1）が制定された。この06年法には、有効期限を定めた試行的な規定で、警察や憲兵隊にテロ防止を目的とする特別な権限（後述）を付与するものがいくつかあった。これらの規定が一定の成果をあげたため、2008年には、その有効期限が当初の2008年12月31日から2012年12月31日まで延長された。今回、この期限が迫ってきたこともあり、治安及びテロリズム対策に関する2012年12月21日の法律第2012-1432号（以下「12年法」）（注2）が制定された。12年法の主要な規定は、06年法の規定の2015年12月31日までの再延長、テロに関する刑法典の規定の改正、テロ被害者保護の強化等である。次にこれらの規定について紹介する。

2 06年法の規定の再延長（第1条）

2015年12月31日まで再延長される06年法の規定は、次の3つである。

- ・通常、国境線から20キロメートル以内のフランス国内では、司法警察がすべての者の身分証明書等の検査を行えるが、特別に、国際列車内では、20キロメートルを超えた最初の駅との区間内（特定区間では、この駅の次の50キロメートル以内に位置する駅との区間内）においても当該検査を許可する規定（06年法第3条）。
- ・テロ対策の任務を与えられた国家警察及び憲兵隊のうち正規に授権された職員に、テロ関与が疑われる者の電話、インターネット等の交信記録に関する技術的な情報を入手する権限を付与する規定（06年法第6条）。なお、技術的な情報とは、交信内容そのものではなく、電話やインターネット等の接続元を同定するための情報、利用端末の位置情報、受信先や送信先の番号一覧、通信日時等である。
- ・テロ対策の任務を与えられた国家警察及び憲兵隊のうち正規に授権された職員に、法律で定める条件の範囲内で、内務省が保有する個人情報ファイル（運転免許証の管理システムのファイル等）を閲覧する権限を付与する規定（06年法第9条）。

3 刑法典の改正点（第2条及び第3条）

フランス国籍者の国外犯に対して、フランス刑法を適用するための要件は、その被害者がフランス国籍を有しない場合又は被害者がいない場合には、その犯罪が重罪か軽

罪かにより異なっている(刑法典第 113-6 条、第 113-8 条及び第 113-9 条)。これまで、当該規定は、テロ犯罪にも適用されていた。すなわち、この場合において、テロ犯罪が重罪(テロ関連組織の指揮、テロ攻撃の準備等)であれば、一事不再理の原則に反しない限り、フランス刑法を適用することができ、軽罪(テロ関連組織への参加、テロ活動のための武器の入手等)であれば、①当該軽罪が、当該軽罪の行われた国の法律で処罰しうるものである(双罰性を有する)こと、②検事局が起訴すること、③被害者若しくはその遺族等が告訴し、又は当該軽罪が行われた国の当局が告発すること、④一事不再理の原則に反しないことという 4 つの要件をすべて満たす必要があった。しかし、この規定では、例えば、テロ組織を支援する国においてフランス国籍者が犯したテロに関する軽罪に対して、フランス刑法を適用できないおそれが生じる。そこで、12 年法第 2 条は、テロ犯罪に関する特則(刑法典第 113-13 条)を創設し、国外でフランス国籍者が犯したテロ犯罪について、重罪か軽罪かを問わず、また、その他の要件を要さずに、フランス刑法を適用できることとした。さらに、当該規定は、フランス国籍者以外に、フランスに常住する EU 市民、不法滞在者及び滞在資格取得申請中の者にも適用されることとなった。

この他に、刑法典第 421-2-4 条が追加され、テロ犯罪の新類型が規定された(12 年法第 3 条)。新たなテロ犯罪は、ある者に対して、テロ組織への参加又はテロ行為の実行を促すことを目的として、なんらかの申出又は約束をすること、寄付、贈与若しくは何らかの利益について提案すること又は脅迫若しくは威迫を行うことである。量刑は、これらの行為の結果を問わず、10 年の拘禁刑及び 15 万ユーロの罰金である。

4 テロ被害者の保護強化(第 5 条)

テロ被害者は、テロ被害者等のための基金(Fonds de Garantie des victimes des actes de Terrorisme et d'autres Infractions : FGTI)から、補償を受けることができる。この基金に対する補償請求期間は、これまでは、テロ行為のあった日又は被害者が受ける被害が拡大した日から 10 年間のみであった。しかし、12 年法により、当該テロ行為について刑事訴追が行われる場合には、当該テロ行為の公訴及び付帯私訴に対する刑事裁判所の終局判決から 1 年間についても、補償の請求ができることとなった。この規定は、テロ以外の犯罪被害者の補償に関する規定と同様のものであり、犯罪類型により生じていた被害者保護の差異を是正する目的がある。

注(インターネット情報は、2013 年 1 月 23 日現在である。)

(1) Loi n° 2006-64 du 23 janvier 2006 relative à la lutte contre le terrorisme et portant dispositions diverses relatives à la sécurité et aux contrôles frontaliers. 同法については、高山直也「フランスのテロリズム対策」『外国の立法』228 号, 2006.5, pp.113-132 参照。

<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000363_po_022807.pdf?contentNo=1>

(2) Loi n° 2012-1432 du 21 décembre 2012 relative à la sécurité et à la lutte contre le terrorisme.